

パブリック・コメント手続（意見募集）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

意見募集期間

令和7年（2025年）

11月11日（火）～12月2日（火）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話046-822-8224（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

これまで、本市では、保育所等の人員配置について、保育士資格に基づく専門的な保育を提供するため、国の基準では認められている「1名に限り、看護師等（看護師・准看護師・保健師）を保育士としてみなす」という取扱いを除外してきました。

近年、医療的なケアが必要なこどもの地域での保育ニーズが高まっていることを踏まえ、多様な保育の提供を促進する観点から、国の基準に合わせる条例の改正を予定しています。つきましては、次の改正内容について市民の皆様のご意見等を募集いたします。

《改正する条例》

- （１） 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- （２） 認定こども園の要件を定める条例
- （３） 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

【目 次】

◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2
◆ 認定こども園の要件を定める条例の一部改正について	2
◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について....	3
◆ 条例の施行日	4
◆ 意見の提出方法	4

◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の内容

職員の配置について、次の国の取扱い（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第8条）に合わせます。

- ①園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（看護師等）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって保育士等の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- ②この場合、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

◆認定こども園の要件を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例

2 改正の内容

職員の配置について、次の国の取扱い（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）附則第7項）に合わせます。

保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（看護師等）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

2 改正の内容

職員の配置について、次の国の取扱い（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項）に合わせます。

保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（看護師等）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

◆改正条例の施行日

令和8年4月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年（2025年）11月11日（火）から12月2日（火）まで

2 あて先 民生局福祉こども部子育て支援課 施設支援係

3 提出方法

（1）書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

（2）市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
- ・（市内在学の場合）学校名・所在地
- ・（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
- ・（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）
利害関係があることを証する事項

（3）次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・ 民生局福祉こども部子育て支援課（横須賀市役所はぐくみ館5階）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・ 各行政センター

イ 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

ウ ファクシミリ

046-827-0652

エ 電子メール

cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。